

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 6 年度
計画主体	新富町

新富町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 新富町役場農業振興課
所 在 地 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491
電 話 番 号 0983-33-6034
F A X 番 号 0983-33-4862
メールアドレス tsutsumi-425@town.shintomi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、シカ、アナグマ、カラス、カルガモ、ドバト
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	新富町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
サル	いも類	0.91ha	1410千円
	野菜類	0.1ha	300千円
	計	1.01ha	1710千円
イノシシ	飼料作物	0.1ha	20千円
	いも類	0.9ha	1350千円
	作物資材	0.1ha	10千円
	計	1.1ha	1380千円
シカ	飼料作物	0.2ha	40千円
	いも類	0.02ha	30千円
	作物資材	0.1ha	10千円
	計	0.32ha	80千円
アナグマ	畜舎飼料	—	15千円
	野菜類	0.1ha	60千円
	飼料作物	0.02ha	12千円
	計	0.12ha	87千円
カラス カルガモ ドバト	作物資材	0.1ha	10千円
	畜舎飼料	—	80千円
	計	0.1ha	90千円

(2) 被害の傾向

サル	新富町と西都市の町境付近に生息しているものと思われる。 主に新田、上新田地区で被害が大きい。特に、スイートコーン等の野菜や、甘藷などへ恒常的な被害が発生している。
イノシシ	従来は山間地を中心に被害が発生していたが、近年では里まで下りてくる傾向にあり、主に甘藷や野菜等への被害が増大している。

シカ	従来は山間地を中心に被害が発生していたが、近年では里まで下りてくる傾向にあり、主に甘藷や飼料作物等への被害が増大している。
アナグマ	町内一円に生息しており、近年出没が多くなり、主に畜舎飼料や野菜類への食害被害が増加している。
カラス カルガモ ドバト	町内全域に生息しており、カラスによる飼料作物への被害が特に大きい。その他にイネ、野菜への被害も拡大傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成25年度）		目標値（平成28年度）	
サル	1.01ha	1710千円	0.6ha	700千円
イノシシ	1.1ha	1380千円	0.6ha	500千円
シカ	0.32ha	80千円	0.1ha	50千円
アナグマ	0.12ha	87千円	0.08ha	60千円
カラス カルガモ ドバト	0.1ha	90千円	0.1ha	50千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	サルに関しては、新富町猟友会の協力のもと野猿特別捕獲班を編成して、休日を中心に銃器と罠による捕獲活動を実施している。 また、捕獲獣は殺処分のうえ埋設の処置をしている。	駆除班員の高齢化、班員の減少により特別捕獲班の編成に課題が残る。 また、集落の近辺では銃器の使用が制限されるので、罠のみの捕獲となり、なかなか捕獲が進まない。

	イノシシに関しては、新富町猟友会協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して休日を中心に銃器と罠による捕獲活動を実施している。 また、捕獲獣は食肉として利用している。	駆除班員の減少、高齢化により、駆除を迅速に行うことが困難な場合があり、捕獲頼りの活動だけでは厳しくなっている。
	シカに関しては、新富町猟友会協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して休日を中心に銃器と罠による捕獲活動を実施している。 また、捕獲獣は食肉として利用している。	駆除班員の減少、高齢化により、駆除を迅速に行うことが困難な場合があり、捕獲頼りの活動だけでは厳しくなっている。
	カラス、カルガモ、ドバトに関しては、新富町猟友会の協力のもと有害鳥獣捕獲班を編成して、休日を中心に銃器による捕獲活動を実施している。 また、捕獲獣は殺処分のうえ埋設の処置をしている。	駆除班員の減少、高齢化により、駆除を迅速に行うことが困難な場合があり、猟銃頼りの活動だけでは厳しくなっている。
	アナグマに関しては、被害通報から箱ワナの設置を行うことにより捕獲後、銃器による殺処分を行い埋設の処置を行っている。	被害が町内一円であり、箱ワナが不足しているため必要に応じて導入する。
防護柵の設置等に関する取組	現在実施していない。	侵入防護柵等の導入にむけた協議を行い、必要に応じて導入する。

(5) 今後の取組方針

サル	駆除班員の確保及び捕獲に対する補助（手当等）の充実。広域的な一斉捕獲の実施。 生息環境管理施策のため、誘引する餌の除去、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備地域等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。
----	---

イノシシ	駆除班員の確保及び捕獲に対する補助（手当等）の充実。広域的な一斉捕獲の実施。 生息環境管理施策のため、誘引する餌の除去、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備地域等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。
シカ	駆除班員の確保及び捕獲に対する補助（手当等）の充実。広域的な一斉捕獲の実施。 生息環境管理施策のため、誘引する餌の除去、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備地域等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。
アナグマ	生息環境管理施策のため、誘引する餌の除去、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備地域等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。
カラス カルガモ ドバト	駆除班員の確保及び捕獲に対する補助（手当等）の充実。広域的な一斉捕獲の実施。 生息環境管理施策のため、誘引する餌の除去、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備地域等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

サル	新富町有害鳥獣対策協議会が編成する、野生猿特別捕獲班（３名）を中心とした駆除班に依頼して、捕獲体制を構築する。
イノシシ	新富町有害鳥獣対策協議会が編成する、有害鳥獣捕獲班（２２名）に依頼して、捕獲体制を構築する。
シカ	新富町有害鳥獣対策協議会が編成する、有害鳥獣捕獲班（２２名）に依頼して、捕獲体制を構築する。
アナグマ	新富町有害鳥獣対策協議会が編成する、有害鳥獣捕獲班（２２名）に依頼して、捕獲体制を構築する。

カラス カルガモ ドバト	新富町有害鳥獣対策協議会が編成する、有害鳥獣捕獲班（２２名）に依頼して、捕獲体制を構築する。
--------------------	--

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成２６年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト	従来の猟銃による駆除及び罠による捕獲を実施。 捕獲補助の充実を図ることによる、捕獲数の増。 広域的な一斉捕獲の検討。 有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保・育成。
平成２７年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト	従来の猟銃による駆除及び罠による捕獲を実施。 捕獲補助の充実を図ることによる、捕獲数の増。 広域的な一斉捕獲の検討。 有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保・育成。
平成２８年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト	従来の猟銃による駆除及び罠による捕獲を実施。 捕獲補助の充実を図ることによる、捕獲数の増。 広域的な一斉捕獲の検討。 有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保・育成。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
サル	宮崎県ニホンザル保護管理計画に基づき、防除を試みてもなお被害の意軽減ができない場合、できる限り加害個体を特定し、特定個体を捕獲するよう努め、生活環境に影響を及ぼす恐れのある加害レベルの高い数群については、群れ全体の捕獲を検討する。
イノシシ	一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。
シカ	一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。

アナグマ	一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。
カラス カルガモ ドバト	一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
サル	１５頭	１７頭	２０頭
イノシシ	２５頭	３０頭	３５頭
シカ	５頭	６頭	７頭
アナグマ	１１頭	１５頭	２０頭
カラス カルガモ ドバト	８００羽	８００羽	８００羽

捕獲等の取組内容	
サル	被害の発生している地域については、１年を通じて捕獲できる体制とし、集落周辺では、罠による捕獲とし、銃器を追払いと山間部で主に使用する。
イノシシ	被害が発生する春先から夏にかけて、並びにイネ、甘藷に被害が発生する時期に特に捕獲体制を強化し、銃器、罠による捕獲を主とする。
シカ	被害の発生している地域については、銃器、罠を使用した捕獲を主とする。
アナグマ	被害の発生している地域については、箱ワナを使用した捕獲を主とする。
カラス カルガモ ドバト	被害の発生している地域については、銃器を使用した捕獲を主とし、一斉捕獲等を行い、捕獲体制の強化を図る。

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
サル	導入にむけた協議を行い、必要に応じて導入する。	電気柵の設置、効果の実証 2基（計画）	電気柵の設置（計画）
イノシシ	導入にむけた協議を行い、必要に応じて導入する。	大型ワナの設置、効果の実証 1基（計画）	大型ワナの設置（計画）

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト	駆除班にて捕獲用箱わなの管理。 放置果樹等の除去及び住民への指導。 追い上げ、追い払い活動の実施。 爆音機を利用した追い払いの実施。
27年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト	駆除班にて捕獲用箱わなの管理。 放置果樹等の除去及び住民への指導。 追い上げ、追い払い活動の実施。 爆音機を利用した追い払いの実施。
28年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト	駆除班にて捕獲用箱わなの管理。 放置果樹等の除去及び住民への指導。 追い上げ、追い払い活動の実施。 爆音機を利用した追い払いの実施。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
行政（町）	施策の立案、対策の実施、指導、周知広報、被害調査、駆除許可等。
猟友会	野生鳥獣の分布状況把握、追払い、駆除等。
鳥獣被害対策実施隊	野生鳥獣の分布状況把握、追払い、駆除等。
鳥獣保護員	野生鳥獣の分布状況把握。
行政（県）	情報提供、指導等。
警察	周知広報、追払い等。

（２）緊急時の連絡体制

行政（県）
行政（町）

通 行
報 → 政 →
者 （町）

猟友会
鳥獣被害対策実施隊
鳥獣保護員
警察

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新富町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
行政（町）	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査、駆除許可等。
猟友会	野生鳥獣の分布状況把握、駆除等。
鳥獣保護員	野生鳥獣の分布状況把握。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
児湯農林振興局	情報提供、指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月23日設置。実施隊員は役場職員9名。追い払い活動、侵入防止柵の設置、被害防止のための技術指導等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

サル	捕獲現場での埋設。
イノシシ	肉として利活用。
シカ	肉として利活用。
アナグマ カラス カルガモ ドバト	捕獲現場での埋設。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

サル	追上げ・追払いで効果をあげるには、餌場となる自然林が必要であり、人工林の伐採後は森林に実のなる木を植えるなど長いスパンの対策を講じなければならない。 また、農作物の残渣等を放置しないことや住民がサルを見かけたら即座に追払うなど集落を餌場と認識させない協力体制が必要である。
イノシシ	肉としての消費拡大に努めることが、狩猟期間中の捕獲数の増加につながり被害防止が図れる。
シカ	肉としての消費拡大に努めることが、狩猟期間中の捕獲数の増加につながり被害防止が図れる。
アナグマ	町内一円に生息しているので、地域住民が集落で被害防止施策を展開できる体制づくりが必要である。
カラス カルガモ ドバト	農作物の残渣を放置しないことや、住民が鳥類を見かけたら即座に追い払い集落を餌場として認識させないことなど、地域住民が集落で被害防止施策を展開できる体制づくりが必要である。